

周企第 1082 号
平成16年12月13日

熊毛地区地域審議会
会長 徳本 豊 様

周南市長 河村 和 登

熊毛地区地域審議会からの建議について（回答）

平成16年10月28日付けで提出のありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

熊毛地区地域審議会からの建議に対する回答

1 コアプラザ熊毛整備事業について

コアプラザ熊毛整備事業については、新市建設計画のリーディングプロジェクトの一つに掲げられており、「共創・共生・協働の市政の実現」を図るため、熊毛地域の核となる施設として地域住民の皆様にとって、重要な施設であると認識しております。一方、今後の公共施設整備にあたっては、多機能的な複合施設を検討することが、市民サービスの観点から、また効率的な行政運営の観点から求められています。

こうしたことから、今後、この事業の推進に当たっては、建議された内容を踏まえ、保健や福祉、図書館、青少年の健全育成、コミュニティ活動等のできる多機能的な複合施設として、より有効的効率的な利用ができるよう、市民の方のご意見を十分にお聞きし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

現在、本市では合併によるメリットを最大限活かしていくために、行財政改革を進める中で、組織の見直しや庁舎の有効活用等についても検討しているところです。そうしたことから、コアプラザ熊毛の整備にあたっては、熊毛総合支所の空きスペースの有効活用を含め、総合的一体的に検討を進めてまいりたいと考えています。

厳しい財政状況の中ではありますが、将来の財政負担等も考慮しながら、新市建設計画事業を計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2 道路整備について

熊毛地区は国道2号と島田川に沿って発達した帯状の市街地形態であり、地域にとって幹線道路は、通勤や通学などの生活道路としての役割も担っております。このことから、主要幹線道路である、国道2号の4車線化や主要県道徳山光線・一般県道光玖珂線など幹線道路の整備はもとより、幹線道路沿いに開発された住宅団地との交差点や接続する市道の改良についても、交通渋滞の緩和や交通安全確保から、早期実施の必要性があると考えております。

現在、熊毛地区の国道2号の4車線化やバイパス整備など、周南市としても引き続き国へ要望しておりますが、緊急の課題である歩行者の安全確保から、勝間地区の国道2号の歩道設置についても、早期実施をお願いしているところでございます。

また、県道徳山光線や光玖珂線などの未改良区間や歩道設置などについても、熊毛インターへのアクセスや周辺都市を結ぶ幹線道路であり、引き続き県に対し、早期整備を要望してまいります。

なお、市道についても、まちづくり総合計画に掲げた、「安心で安全・快適な道路環境づくり」の視点から、数多い要望路線の中でも、交通量の多い交差点や危

険箇所が多い通学路について、優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、都市計画道路として位置づけられた西原安田線や高水笠野線は、地域の主要幹線となっており、一部は本地区の拠点地区として整備の進む土地区画整理事業で進められてまいりましたが、事業規模の大きいことから、今後は県事業や各種補助事業の導入も視野に入れながら街路事業として整備を進めたいと考えております。

3 農業振興について

最近の農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入自由化、食料・農業・農村基本法の制定による農業政策の抜本的見直しが進む中で、農業生産物の安全・安心の確保、消費者ニーズの多様化、依然として続く米消費の減少と過剰米対策、農業従事者の高齢化等による担い手の不足等、大きな変革の中で非常に厳しい状況が続いています。

本市におきましても、本地区に限らず全域において生産意欲の低下や担い手の不足から農地の荒廃が進んでおり、多面的機能を持つ農地を守るため、集落等における農地の利用や組織的な生産活動に取り組む仕組みづくり、意欲的な農家への土地利用集積、農業に理解を深める都市農村交流などを推進しておりますが、なかなか解消しないのが実状であります。

今回、意見具申をされました農業構造改革特別区域の認定に関しましては、市民農園の開設者の範囲の拡大、および農地取得後の下限面積要件緩和の2項目が関係すると思われませんが、市民農園の開設者の範囲の拡大につきましては、時期は確定されておりませんが全国展開されることが決定されておりますので、決定され次第検討したいと考えております。

現在本市には市の開設する市民農園が8農園（熊毛区域5・新南陽区域3）あり、市民の皆さんに利用されておりますが、全区画利用されている農園は1農園のみで未利用の区画が相当ある状況となっております。また、徳山区域には市民農園はありませんが、農家が開設する農園利用方式を推奨していたためこの市民農園は各地に多数あり、今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上の要因から、新たな市民農園の設置につきましては十分検討する必要があると考えております。

後者の農地取得後の下限面積要件緩和につきましては、現在農地の売買については農地法により50a要件がありますが、利用集積につきましては旧市町で異なっておりますので、17年に農業委員会が一本化されてから検討したいと考えております。

今後とも、農業振興のためできる限りの諸施策を展開してまいりたいと考えております。